令和３年（２０２１年）
第２回定例会

議案概要

東京都町田市

議案概要

議案名	第５０号議案　町田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

国の方針に沿って、押印の見直し(はんこレス)の取組として、不服審査の申出等に関する書類の押印を廃止するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 審査の申出を提出する際等の「押印しなければならない」旨の規定を削除します。

○ 2021 年 7 月 1 日から施行します。

【関係法令】

○ 地方税法第 432 条(固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出)

【経緯】

○ 2021 年 3 月に、総務省から固定資産評価審査委員会条例の改正例が示されました。

問合せ先	総務部　法制課長　重田	電話	724-2506

議案概要

議案名	第５１号議案　町田市手数料条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ マイナンバーカードの再交付手数料を削ります。[2021 年 9 月 1 日施行]

○ 建築物エネルギー消費性能適合性判定等の手数料の区分を細分化し、新たな手数料を定めます。[2021 年 7 月 1 日施行]

[例]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(オフィスビル等)

改正前	改正後
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき　　27,100円	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1件につき　　16,700円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1件につき　　27,100円

【関係法令】

○ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第 55 条
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 4 号)

【経緯】

○ 2021 年 5 月 19 日、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、マイナンバーカードの再交付手数料は、地方公共団体情報システム機構が定めることとなったため、本条例に手数料を定める必要がなくなりました。

○ 建築物エネルギー消費性能適合性判定等の手数料について、東京都が定めた手数料(東京都都市整備局関係手数料条例)と同額にするものです。

問合せ先	市民部　市民課　マイナンバー担当課長　牧 都市づくり部　建築開発審査課 建築審査担当課長　位田	電話	860-6195 724-4413

議案概要

議案名	第５２号議案　町田市市税条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

地方税法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 個人住民税関係

(1) 国外居住親族の取扱いの見直し[2024 年 1 月 1 日施行]

・均等割及び所得割の非課税限度額の算定に用いる扶養親族について、原則 30 歳以上 70 歳未満の国外居住親族を除きます。

(2) 医療費控除の特例の適用期間の延長[2022 年 1 月 1 日施行]

・特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、適用期限を 5 年間延長し、2027 年度までとします。

○ 固定資産税関係[公布の日又は特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）の施行の日のいずれか遅い日施行]

・「わがまち特例」として、対象資産の課税標準に対し以下の特例割合を定めます。

対象資産	特例割合	従前の措置状況
雨水貯留浸透施設※	3 分の 1 （2024 年 3 月 31 日取得分まで適用）	新設のため、措置実績無し

※ 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）に規定する都道府県知事や市町村長等の認定を受けて整備された施設が対象となります。

【関係法令】

○ 地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）

問合せ先	財務部　市民税課　佐藤 財務部　資産税課　田野倉	電話	724-3067 724-2119

議案概要

議案名	第５３号議案　町田市体育施設条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

町田市立室内プールに新設する健康増進温浴施設の利用時間及び利用料金を設定するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 施設の利用時間及び利用料金に関する規定を加えます。

［利用時間］

施設の名称等	利用単位	利用時間
浴　　室	1 回	午前 10 時から午後 9 時まで
多目的室	3 時間	午前 9 時から午後 9 時まで

［利用料金］

（1）浴室の利用料金※1

施設の名称等	利用単位	利用料金		
		大人	子ども	障がい者
浴　　室	1 回	700 円	350 円	350 円

※1 浴室の利用料金は、市内の公衆浴場、近隣の公共温浴施設、民間の温浴施設を参考に設定しました。

（2）多目的室の利用料金※2

施設の名称等	利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。
多目的室1	3時間	1,500 円	3,000 円	4,500 円	6,000 円
多目的室2	3時間	1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,000 円
多目的室3	3時間	300 円	600 円	900 円	1,200 円

※2 多目的室の利用料金は、他の同種・同規模の施設（室内プール会議室）を参考に設定しました。

○ 2022 年 4 月 1 日から施行します。

【施設の概要】

・建物概要

［建築面積］1,890.60 ㎡

［設 備 等］男女浴室、サウナ、多目的室 等

［構 造 等］地上 3 階建、鉄筋コンクリート造
一部鉄骨造

・竣工年月　2021 年 11 月（予定）

（健康増進温浴施設外観イメージ図）

問合せ先	文化スポーツ振興部　スポーツ振興課長　髙梨	電話	724-4036

議案概要

議案名	第５４号議案　町田市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

厚生労働省の「公衆浴場における衛生等管理要領」の改正に伴い、公衆浴場の適正な衛生及び風紀管理のため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ レジオネラ症対策の強化
- 気泡発生装置等の構造設備基準を新設します。
- 調節槽の衛生措置基準を新設します。
- 貯湯槽の衛生措置基準を改正します。
- 浴槽水の消毒の衛生措置基準を改正します。

○ 男女の混浴制限年齢の引下げ
- 男女の混浴制限年齢を、10 歳以上から 7 歳以上に引き下げます。

○ レジオネラ症対策の強化のうち気泡発生装置等の構造設備基準は、2021 年 10 月 1 日から施行します。その他の事項は、2022 年 1 月 1 日から施行します。

【関係法令】

○ 公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）

【経緯】

○ 厚生労働省の「公衆浴場における衛生等管理要領」が 2019 年 9 月 19 日及び 2020 年 12 月 10 日に改正されました。

○ 東京都も同様の改正を令和 3 年(2021 年)第 2 回定例会に上程予定です。

問合せ先	保健所　生活衛生課長　林	電話	722-7354

議案概要

議案名	第５５号議案　町田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

厚生労働省の「旅館業における衛生等管理要領」の改正に伴い、旅館業の施設の適正な衛生管理のため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ レジオネラ症対策の強化

・気泡発生装置等の構造設備基準を新設します。
・貯湯槽の衛生措置基準を改正します。
・浴槽水の消毒の衛生措置基準を改正します。

○ レジオネラ症対策の強化のうち気泡発生装置等の構造設備基準は、2021 年 10 月 1 日から施行します。その他の事項は、2022 年 1 月 1 日から施行します。

【関係法令】

○ 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）

【経緯】

○ 厚生労働省の「旅館業における衛生等管理要領」が 2019 年 9 月 19 日に改正されました。

○ 東京都も同様の改正を令和 3 年(2021 年)第 2 回定例会に上程予定です。

問合せ先	保健所　生活衛生課長　林	電話	722-7354

議案概要

議案名	第５６号議案　町田市立公園条例の一部を改正する条例

【議案提出の目的】

成瀬うさぎ谷戸公園及び野津田公園に新設する施設の利用時間、利用料金等を設定するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 成瀬うさぎ谷戸公園に新設するグラウンド及び駐車場に関する規定を加えます。

名称	利用時間	利用料金※1
成瀬鞍掛グラウンド	午前 9 時から午後 5 時まで	2,090 円/2 時間

※1 入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合の利用料金です。利用料金については、他の同種・同規模の施設(山王塚グラウンド)を参考に設定しました。

名称	利用時間	駐車料金※2
成瀬うさぎ谷戸公園駐車場	午前 6 時から午後 7 時まで	[普通車] (1)1 時間まで無料 (2)1 時間を超え 1 時間 30 分まで 100 円 (3)1 時間 30 分以降 100 円/1 時間 (4)8 時間を超える場合 800 円

※2 駐車料金については、他の同種・同規模の施設(芹ヶ谷公園駐車場)を参考に設定しました。

○ 野津田公園に新設するグラウンドに関する規定を加えます。

名称	利用時間	利用料金※3
丘の上グラウンド	午前 7 時から午後 7 時まで	2,090 円/2 時間

※3 入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合の利用料金です。利用料金については、他の同種・同規模の施設(上の原グラウンド)を参考に設定しました。

○ 2022 年 4 月 1 日から施行します。

＜成瀬うさぎ谷戸公園＞

＜野津田公園＞

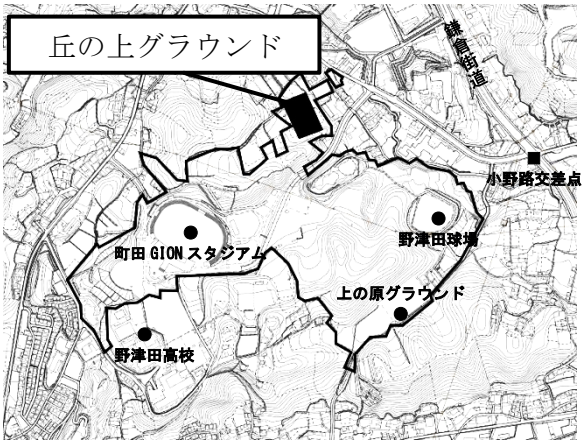

問合せ先	都市づくり部　公園緑地課長　新	電話	724-4397

議案概要

議案名	第５７号議案　町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例を廃止する条例

【議案提出の目的】

本条例は、所期の目的を達成したため、廃止するものです。

【議案の内容】

○ 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会条例を廃止します。

○ 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、学校適正規模・適正配置等審議会委員の報酬に関する規定を削ります。

○ 公布の日から施行します。

【経緯】

○ 2019 年 8 月 27 日に、町田市立学校の教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、町田市立学校適正規模・適正配置等審議会を設置しました。

○ 2020 年 1 月 24 日に、審議会から答申を受けて、同年 3 月 2 日、教育委員会において「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」を決定しました。

○ 2021 年 4 月 16 日に、審議会から答申を受けて、同年 5 月 17 日、教育委員会において「町田市新たな学校づくり推進計画」を決定しました。

○ これらのことから、本審議会の所掌事務が完了しました。

問合せ先	学校教育部　教育総務課 新たな学校づくり担当課長　小宮	電話	724-2172

議案概要

議案名	第５８号議案　（仮称）成瀬鞍掛スポーツ施設整備工事請負契約

【議案提出の目的】

「町田市スポーツ推進計画 19-28」に基づき、市民のスポーツ環境の充実のため、多目的グラウンドや散策路等を整備する工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

○工事内容

・多目的グラウンドの整備
　クレイ舗装のグラウンド(約 7,500 ㎡)、防球ネット等

・散策路の整備
　　グラウンド外周の散策路

・駐車場の整備
　　22 台の駐車場
　　(内 1 台障がい者用駐車区画)

・樹木植栽
　　中高木 11 本、低木、地被類

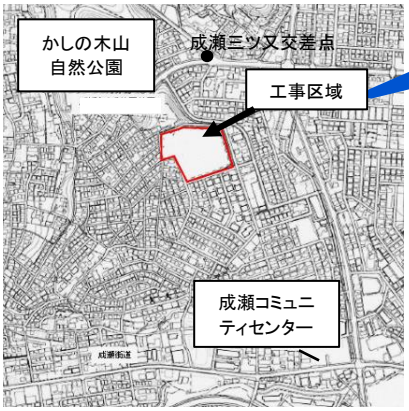

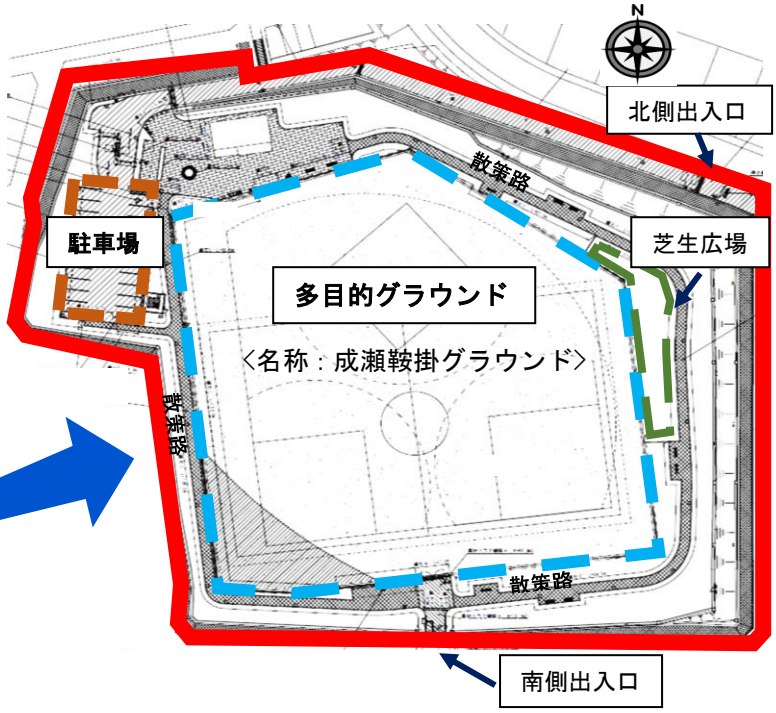

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結）
○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準）
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

○ 契 約 目 的　　（仮称）成瀬鞍掛スポーツ施設整備工事
○ 契 約 方 法　　条件付一般競争入札
○ 契 約 金 額　　364,804,110 円
○ 契約相手方　　東京都町田市相原町 1251 番地
　　土屋企業株式会社
　　代表取締役　土屋　蕃
○ 工　　期　　契約確定の日から 2022 年 3 月 16 日まで

問合せ先	（契約内容）財務部　契約課長　山本 （工事内容）都市づくり部　公園緑地課長　新 （事業内容）文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長　髙梨	電話	724-2523 724-4398 724-4036

議案概要

議案名	第５９号議案　野津田公園拡張区域整備工事（その２）請負契約

【議案提出の目的】

町田市第二次野津田公園整備基本計画に基づき、野津田公園北側拡張区域に多目的グラウンドを整備するため、工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

○ 工事内容

・多目的グラウンドの舗装
　グラウンド　縦 113m×横 71m、
　ダスト舗装

・駐車場の整備
　35 台の駐車場、
　グラウンド近くに、
　1 台の障がい者用駐車区画

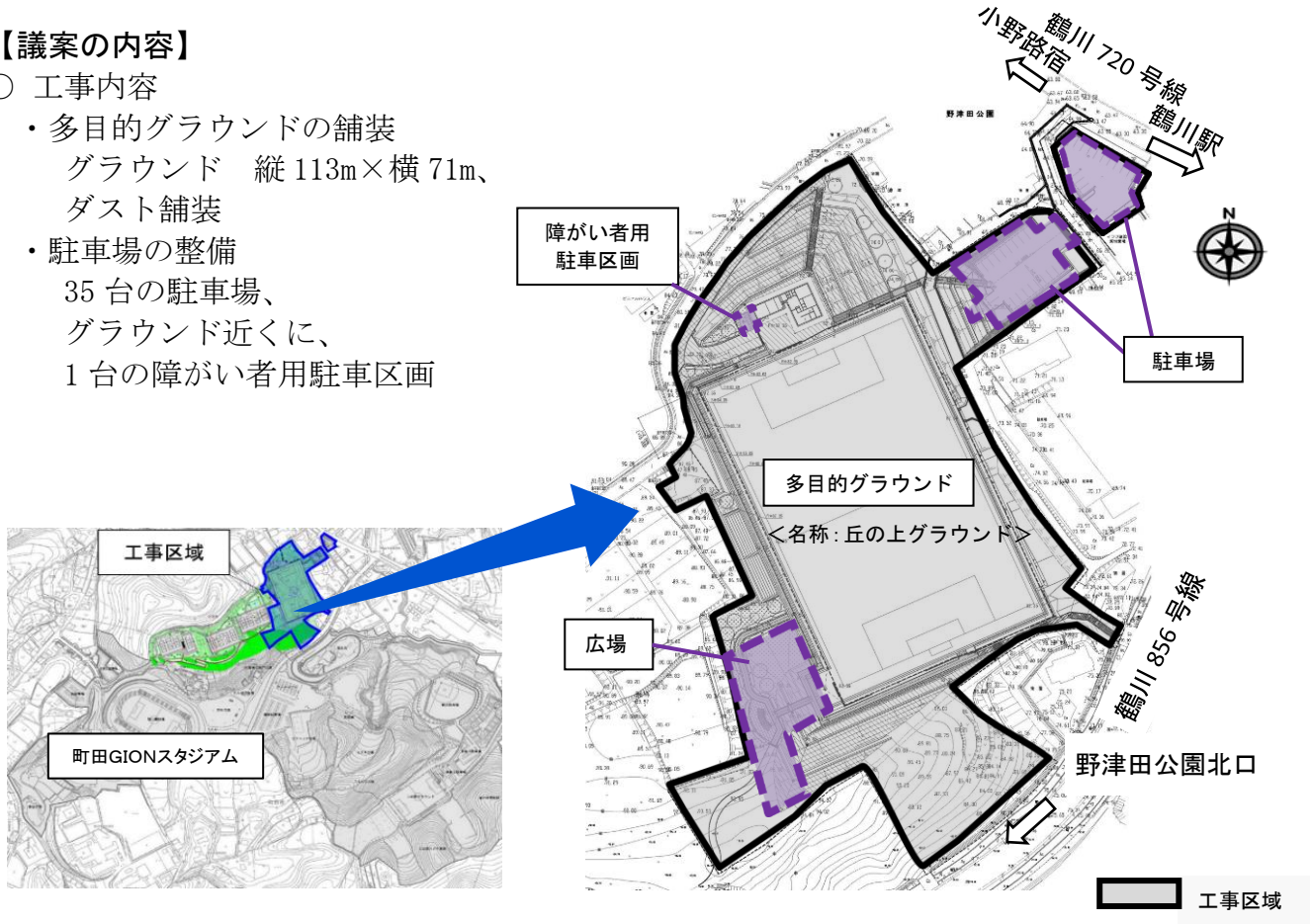

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結）
○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準）
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

○ 契 約 目 的　　野津田公園拡張区域整備工事（その 2）
○ 契 約 方 法　　条件付一般競争入札
○ 契 約 金 額　　199,826,550 円
○ 契約相手方　　東京都町田市能ヶ谷四丁目２２番１１号
　　株式会社イワヲ建設
　　代表取締役　鈴木　成彦
○ 工　　期　　契約確定の日から 2022 年 3 月 18 日まで

問合せ先	（契約内容）財務部　契約課長　山本 （工事内容）都市づくり部　公園緑地課長　新	電話	724-2523 724-4398

議案概要

議案名	第６０号議案　玉川学園前駅デッキ整備工事請負契約の変更契約

【議案提出の目的】

デッキ橋脚の施工位置の地中に残置されていた浄化槽の撤去に時間を要したため、工期の変更契約を締結するものです。

【議案の内容】

○ 履行期限の変更

・履行期限について 2021 年 9 月 20 日を 2021 年 12 月 15 日に変更する。

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結）

○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準）

○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

○ 契約目的　　玉川学園前駅デッキ整備工事

○ 契約方法　　条件付一般競争入札

○ 契約金額　　493,614,000 円

○ 契約相手方　　東京都　町田市　原町田六丁目 22 番 9 号
株式会社石井工務店
代表取締役社長　若林　克典

○ 工　　期　　変更前の工期　2020 年 3 月 30 日から 2021 年 9 月 20 日まで
変更後の工期　2020 年 3 月 30 日から 2021 年 12 月 15 日まで

問合せ先	（契約内容）財務部　契約課長　山本 （工事内容）道路部　道路整備課長　岩岡	電話	724-2523 724-1125

議案概要

議案名	第６１号議案　土地の買入れについて

【議案提出の目的】

市街地に近い貴重な自然環境を保全するため、町田都市計画緑地事業第 27 号三輪緑地用地を取得するものです。

【議案の内容】

○ 買入れ予定日　　2021 年 9 月
○ 買入れ相手方　　町田市森野二丁目 2 番 22 号　町田市役所内　町田市土地開発公社
○ 買入れ所在地　　町田市三輪町字 11 号 935 番 1　ほか 4 筆
○ 買 入 れ 面 積　　10,138.94 ㎡
○ 買 入 れ 価 格　　46,948,716 円

【議案の法的根拠】

○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号（財産の取得）
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条
（議会の議決に付すべき財産の取得または処分）

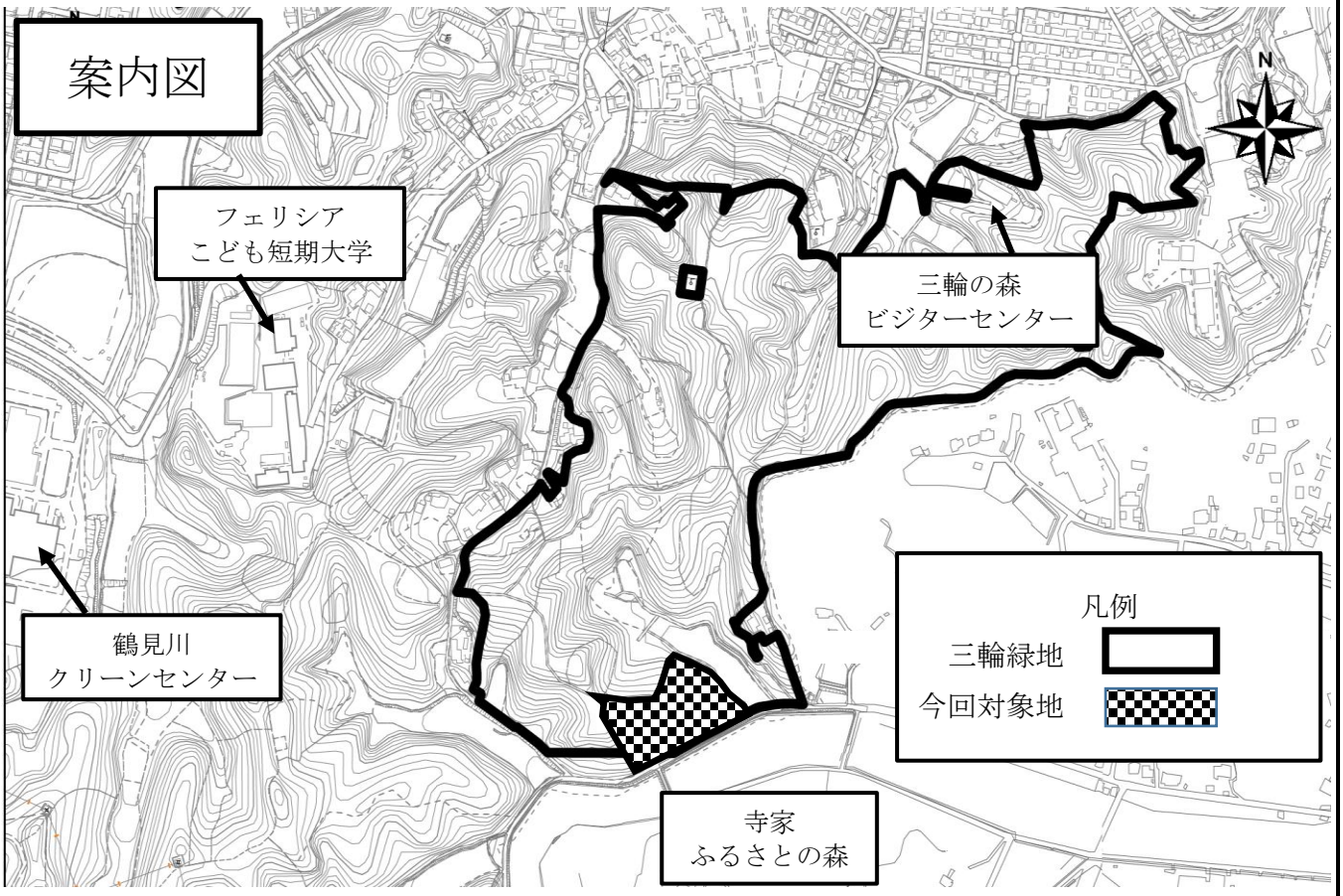

問合せ先	都市づくり部　公園緑地課長　新	電話	724-4397

議案概要

議案名	第６２号議案　町田市基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン２０４０」の策定について

【議案提出の目的】

町田市基本構想と町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」が 2022 年 3 月にその計画期間を終えるため、2022 年度からの新たな基本構想・基本計画※として「まちだ未来づくりビジョン 2040」を策定するにあたり、議会の議決を求めるものです。

「まちだ未来づくりビジョン 2040」は、誰もが夢を描き、幸せを感じられる未来をつくるため、市民、地域団体、市内事業者など、町田市に関わる全ての方々が、共に進むべき方向を指し示すビジョンです。

【議案の内容】

■まちだ未来づくりビジョン 2040 の議決範囲

まちだ未来づくりビジョン 2040 のうち、以下の項目

1 はじめに　(1) まちだ未来づくりビジョン 2040 の期間
～2022 年度から 2039 年度までの 18 年間～

2　基本構想　(1) 2040 年の町田市のイメージ
(2) なりたいまちの姿とまちづくりの方向性
(3) 行政経営の姿と方向性
(4) 将来人口

3　基本計画　(1) 計画策定の基本的な考え方
(2) 計画期間と想定人口
(3) なりたいまちの姿の実現に向けた課題
(4) まちづくり基本目標

※基本構想とは、市の最上位の計画であり、まちづくりの基本的な理念や方針、目標などを定めるもの
※基本計画とは、基本構想に基づく具体的な政策や施策を定めるもの

■まちだ未来づくりビジョン 2040 の特長

1　市民・事業者の皆さんの想い等を丁寧に集め、まとめた計画

2019 年度から 2020 年度にかけて、市内 10 地区で開催したタウンミーティングや無作為抽出による市民ワークショップ、高校生や大学生を対象としたワークショップをはじめ、子育て世帯や外国人市民に対するインタビュー、事業者・団体インタビューを行ったほか、コロナ禍においても、他の自治体に先駆けてオンラインタウンミーティングを行うなど、多くの方から“まちだの未来”に向けた想いや意見を丁寧に集めてきました。

こうして集めた想い等を、2040 年に向けて町田市が目指していく 3 つの「なりたいまちの姿」（都市像）と、それを支える「行政経営の姿」（経営像）にまとめました。

より多くの市民や事業者の皆さんと一緒に目指せるビジョンとなるよう、わかりやすく覚えやすい、印象に残るような表現を心がけています。

「なりたいまちの姿」
●ここでの成長がカタチになるまち
●わたしの“ココチよさ”がかなうまち
●誰もがホッとできるまち

「行政経営の姿」
●みんなの“なりたい”がかなうまち

そして、「なりたいまちの姿」をもとに、2040 年の未来の町田のイメージを一言で表すキャッチコピー「なんだかんだまちだ」は、投票総数 1 万票を超える投票によって決定しました。

2　「人」を主体とし、ライフステージを意識した、これまでにない計画

ライフスタイルの多様化が進む中、市民の皆さんそれぞれの、これからの生き方を思い、どんな世代の方であっても輝けるよう、ライフステージを意識した政策を掲げ、体系付けた計画は、他の自治体では見られない大きな特長です。

ライフステージごとの 5 つの政策と全世代に向けた 4 つの政策（下図）及び施策により、「なんだ かんだ まちだ」の実現を目指します。

＊まちづくり基本目標

ライフステージ（概ねの年齢）	胎児期・幼年期（0～5 歳）	少年期（6～18 歳）	青壮年期（19～44 歳）	中年期（45～64 歳）	高年期（65 歳～）
政策	1 赤ちゃんに選ばれるまちになる	2 未来を生きる力を育み合うまちになる	3 自分らしい場所・時間を持てるまちになる	4 いくつになっても自分の楽しみが見つかるまちになる	5 人生の豊かさを実感できるまちになる
全世代に向けた政策	6 つながりを力にするまちになる	7 ありのまま自分を表現できるまちになる	8 思わず出歩きたくなるまちになる	9 みんなが安心できる強いまちになる	

3　行政経営の手法を示した計画

まちづくり基本目標で示した 9 つの政策の実現を支えるための、3 つの経営基本方針を示して、一体的に「なんだ かんだ まちだ」の実現を目指します。

＊経営基本方針

基本方針	1 共創で新たな価値を創造する	2 対話を通して市役所能力を高める	3 次世代につなぐ財政基盤を確立する

【補足】経営基本方針については、議決の範囲ではありません。

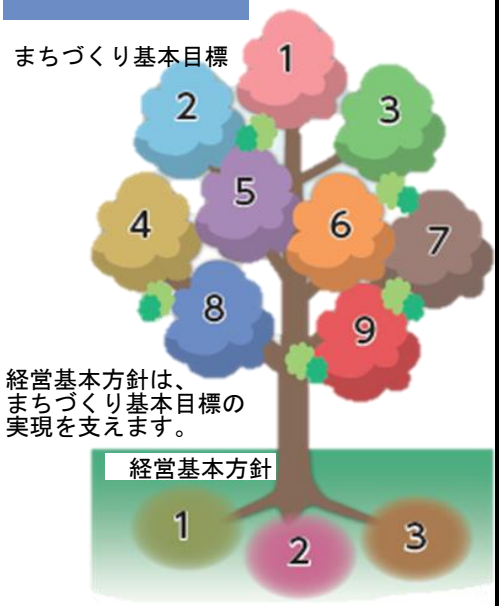

【議案の法的根拠】
町田市議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条

問合せ先	政策経営部　企画政策課 未来づくり担当課長　唐澤	電話	724-2103